

1 生駒市不当要求行為等の防止に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、生駒市の事務事業に対するあらゆる不当要求及び暴力的不当要求行為(以下「不当要求行為等」という。)に対し、組織的な取組みを行うことにより、当該事案に適切に対処し、もって職員の安全と事務事業の円滑かつ適正な執行を確保するため、必要な事項を定めるものとする。

(不当要求行為等の定義)

第2条 この要綱において「不当要求行為等」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 市が行う許認可又は請負その他の契約に関し、特定の事業者等又は個人のために有利な取扱いをするよう要求する行為
- (2) 法令、条例、規則、訓令その他遵守すべき規程に違反し、又は違反するおそれのある行為であつて、当該行為により特定の事業者等又は個人が有利な取扱い又は不利益な取扱いを受けるよう要求する行為
- (3) 暴力行為等社会常識を逸脱した手段を用い不当な要求をする行為
- (4) 威圧的言動により職員に嫌悪の情を抱かせ不当な要求を強要する行為
- (5) 正当な理由もなく、職員に面会を強要する行為
- (6) 正当な権利行使を装い、又は社会常識を逸脱した手段により機関誌、図書等の購入を要求し、又は金銭及び権利を不当に要求する行為
- (7) 前各号に掲げるもののほか、庁舎等の公共施設の保全及び秩序の維持並びに公務の執行に支障を生じさせる行為
- (8) その他前各号に準ずる行為

(不当要求行為等対策委員会の設置)

第3条 不当要求行為等の対策を統括するために、生駒市不当要求行為等対策委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(委員会の組織)

第4条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は市長を、副委員長は委員のうちから市長が指名する者をもって充てる。

3 委員は、教育長、市長公室長、企画財政部長、市民部長、福祉健康部長、生活環境部長、建設部長、都市整備部長、開発部長、議会事務局長、水道局長、教育総務部長、生涯学習部長、消防長及び消防部長並びに市長が必要と認める職員をもって充てる。

(顧問)

第5条 委員会に顧問を置き、生駒警察署長、副署長及び刑事課長の職にある者をもって充てる。

2 顧問は、委員会の要請に応じて会議等に参加し、意見を述べるができる。

(委員会の会議)

第6条 委員会は、必要に応じて委員長が召集し、その議長となる。この場合において、委員長が必要と認めるときは、第4条第3項の規定にかかわらず、協議内容によっては一部の委員をもって開催することができる。

- 2 委員長が不在又は事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。
- 3 委員長が必要と認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。
(所掌事務)

第7条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 不当要求行為等に関する情報交換及び各部（局）の連絡調整
- (2) 不当要求行為等に対する対応方針及び事後措置の協議検討
- (3) 不当要求行為等の未然防止及び啓発
- (4) その他委員会が必要と認める事項
(不当要求に対する職員の責務)

第8条 職員は、一切の不当要求に応じてはならない。

(不当要求行為等発生時の措置等)

第9条 不当要求行為等が発生し、又はそのおそれがあると認めるときは、所属長又は対応した職員は、必要に応じて、警告、退去命令、排除、警察への通報その他の措置を講ずるとともに、所属長は、所管委員を通じてその都度、不当要求行為等発生連絡表（別記様式）により委員長に報告するものとする。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、市長公室職員課で行う。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、不当要求行為等対策に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年7月1日から施行する。

別記様式（第9条関係）

生駒市不当要求行為等対策委員会委員長 殿

所 属 長

不 当 要 求 行 為 等 発 生 連 絡 表

対 応 職 員	所 属 () 氏 名 () 内線等 ()
対 応 日 時	年 月 日 時 分 ~ 時 分
対 応 場 所	<input type="checkbox"/> 面談 (場所:) <input type="checkbox"/> 電話 (場所:) <input type="checkbox"/> その他 ()
相 手 方 ※不詳の場合は、風貌を 記載	氏 名 () 団体名 () 連絡先 (TEL) 特定方法: <input type="checkbox"/> 直接面談 <input type="checkbox"/> 電話での名乗り <input type="checkbox"/> その他 ()
事 案 の 概 要	事案名 ()
対 応 方 針	
対 応 結 果	

※用紙が足りない場合は、別紙を付けること。